

21 世紀における情報所有について再考する：倫理的含意

トーマス・A・リピンスキー
ヨハネス・J・ブリッツ

出典：

Tomas.A.Lipinski and Johannes.J.Britz, "Rethinking the ownership of information in the 21st century : Ethical implications" in *Ethics and Information Technology*, vol.2, 2000, pp.49-71.

キーワード：

アクセス(access)、著作権(copyright)、倫理学(ethics)、知的財産権(intellectual property)、ニュー・メディア(new media)、所有／所有者(ownership)、特許(patent)、商標(trademark)、企業秘密(trade secret)

1. 導入(Introduction)

本論では、アメリカ合衆国の知的財産権制度を倫理的に分析する。まず、情報所有の哲学的な基礎を明らかにする。その議論によって、知的財産権制度においてあらわれる情報所有の二重の性質(dual nature)が示される。この二重の性質は、所有権や管理権を支持するように機能する一方で、その知的財産の二次利用者にアクセス権を保証する。こうしたことを哲学的・倫理的に検討し、解決案を提示する。

次に、特許(patent)、商標(trademark)、企業秘密(trade secret)、著作権(copyright)といったいくつかの知的財産権制度が、この見かけの二重性に関して論じられる。ここでは、こうした法制度は財産所有者の利益保護という点から設計されるべきであるとする主張、すなわち知的財産に関する所有権主義(proprietarianism)が、いかにして知的財産所有の問題解決において決定的な要因になってきているのかを示す。こうした主張の優勢は知的財産権制度の本来のねらいとは一致しない。というのは、所有権主義は管理権とアクセス権という二重性質に由来するバランスを崩してしまうからである。そして最後に、そうした本来のねらいを再び確立するように知的財産法を解釈する際、一連の指針となるような倫理原理(ethical principle)を提案する。

2. 情報所有と知的財産の哲学(The philosophy of information ownership and intellectual property)

多くの理論が提出されてきたにもかかわらず、知的財産制度の哲学的基礎は掘り崩されている。重要なのは、何らかの解決に到達するか、少なくとも多様な説を理解することである。それは、次の二つの理由による。第一に、現行制度が基づく目標と概念を明らかにし、その制度を評価するのに役立ち、また、さまざまな知的財産権制度の成否を判定するリトマス試験紙にもなる。第二に、知的財産権制度を将来的に変化させ、新たな目標を設計する助けとなることができる。

2.1 情報所有：管理とアクセス(Information ownership : Control and access)

知的財産権制度の基礎となる想定は、基本的な所有権理論から引き出される。所有権理論は、

各人が財産とその利用について公認された権利(stated right)を有する、という考え方に基づく。例えばジョン・ロック(John Locke, Two Treatises of Civil Government, 1689)は、生存権、自由権、そして「所有権」を譲渡不可能な基本的人権とみなし、政府にはこれらを保護・保障する責任がある、と論じた。さらに、ロックは各人には自らの労働から利益を得る権利がある、とも述べた。これこそが財産権であり、それは無体財産(intangible property)である知的財産にまで拡張される。

情報所有の倫理的問題は法的適用の問題と結びついている。財の分配をめぐる法的決定は、衡平(equity)と公正(fairness)に関するさまざまな原理、すなわち「社会正義」の原理に従ってなされなければならない。所有権に関する社会正義からのアプローチを先導的に行なったのは、ジョン・ロールズ(J. Rawls, A Theory of Justice, 1971)である。ロールズの理論は、各人が自分の社会での位置を知らない無知のヴェール(a veil of ignorance)のもとでは、公正原理に基づき財を分配する契約がなされる、というものである。ロールズはある人たちの暮らし向きが以前よりよくなるなら、その人たちを他人より豊かにすることに誰もが同意する、といった資本主義(すなわち所有権主義)の見解に異議を唱え、最も恵まれない人の暮らし向きがよくなるように配慮すべきであると主張した。例えば、ファン・デン・ホーフエン(Van Den Hoven)は、このロールズの議論を情報所有に適用することで、情報強者と情報弱者との格差(information rich-information poor gap)を埋める倫理的土台を提供できると述べる。

社会の中心を情報が占めるようになるにつれて、最低限の情報量のベースラインが上昇してきた。なぜなら、そうした社会で快適に生活することが可能となるような個人の能力にとって、情報はその中核をなすからである。もし知的財産権が(管理権とアクセス権双方において)保護されなければ、創造力が制限される一方で、知識が普及することになるだろう。ロールズの理論をこれに適用すると、アクセス権が少しも認められなければ、知的財産法は所有権さえも保証することはできない、といえる。ドラホスはこうした主張をさらに進め、法で禁止することのみにおいて働くような所有権は、本性上豊富にあるべき基本財である情報の分配に深刻な障害をもたらす、と述べる。情報の所有権という概念は、アクセス権を除き管理権という側面からのみ捉えらると、情報の流れを断ってしまいかねない。こうした見方によれば、情報という概念は、知的財産権についての我々のもつ憲法上・司法上の見解で制度化されているような、情報固有の性質(すなわち二重性)に関して試される。

2.2 財産所有についての様々な展望(Varying perspectives on property ownership)

上記の情報所有の二重性質(管理権とアクセス権をともに示す)を考慮する前に、所有の起源が吟味されねばならない。管理権とアクセス権という二概念は、憲法においてははっきりと言及されている。しかし、知的財産権という概念を正当化する基礎については、さまざまな立場がある。

知的財産権はまず第一に社会の秩序を保つためのものであり、それを保護する制度は社会の秩序と構造には不可欠である。さらに、知的財産権は、一定水準の経済的な力を所有者に与える経済的利権である。こうした財産所有における経済的利権は憲法に基づく主張される。これは、マケヴォイ(McEvoy)、ベアード(Beard)をはじめ、タシュネット(Tushnet)、ポズナー(Posner)らによってなされた主張である。

知的財産権の正当化の際には、多くの哲学的要素が明らかにされてきた。例えば、ヒューズ

(Hughes)はロックの「労働説(labor theory)」とヘーゲルの「人格説(personality theory)」の両方をとる。ナンス(Nance)は、帰結主義者(consequentialist)に対抗した義務論者(deontologist)の「道徳的正(moral rightness)」のアプローチの中で考察している。帰結主義と義務論のどちらの要素も西洋の知的財産権制度の中にみられる。ナンスによれば、帰結主義はさらに功利主義(utilitarianism)と目的論(teleology)とに分けられる。功利主義者は著作権法や特許法のうちのインセンティブ(incentive)と報償(reward)という構成要素を主張の根拠とする。目的論者は共同体の利益によるアプローチをとる。

比較的最近の法と経済学(law and economics)の動向でも引き続き、費用便益に基づく市場優先型のアプローチが見られる。チャイルド(Child)は、厚生経済学におけるパレート均衡効率性(Pareto equilibrium efficiency)の概念を引き合いに出す。彼によれば、知的財産の生産と蓄積の過程は「パレート改善の過程(Pareto-improving process)」であり、それは、誰の暮らし向きも悪くすることなく、ある人の暮らし向きをよくするがゆえに、「価値生産」(value creating)である。また、負の外部性(negative externality)を解決するために財産権を成立させる、というハーディン(Hardin)の「共有地の悲劇」(tragedy of the commons)アプローチが、近年、バーチャル空間での知的財産権(ウェブ上の不法侵入)を論じる際にハーディー(Hardy)によって採用されている。

ブッカー(Bouckaert)は、知的財産権の正当化を同意(consent)、規約(convention)、功利主義、所有権の四つに分類し、パルマー(Palmer)は、労働への報酬(labor-desert)、人格(personality)、功利(utility)、有体財産権への便乗(piggy-backing on rights to tangible right)と分類した。例えば、ヘッティンガー(Hettinger)は、ロック的な説明と功利主義的な説明のどちらをも否定し、「社会的功利」というテーゼを支持し、代替案として、知的財産に対する「公共的な財政支援」と「公共的所有」の推進を提案した。これに対し、ロックを支持する「現実主義(realist)」アプローチがある。例えば、チャイルドは各人が他の人より多くを所有することを望むという人間本性が分配的正義の前に立ちほだかると考えている。また、ペイン(Paine)も、企業秘密の保護についての議論の中で、人間には法的なインセンティブの有無にかかわらず情報を保持する(秘密を守る)傾向性がある、と論ずる。

3. 管理とアクセスについての実際的な展望 (Perspectives on control and access in practice)

知的財産権制度は、対立する社会的利害を提供するので、この制度そのものに緊張関係が内在することは明らかである。すなわち、情報へのアクセス権は知的財産権制度における基本的権利であるが、他方、この権利を促進するには、知的財産権所有者の管理権が保証され、作者がその作品を生み出し利用可能にさせるようにする必要がある。ここ 25 年間のうちに、最高裁判所では、こうした緊張関係を「純粋に」バランスをとることによってではなく、純粋な公共の利益という目的に照らすことによって調停している。著作権についての判例は、その傾向を顕著に示している。

判例 1 : 「Sony Corp. of America vs Universal Studios」判決(1984)

作者の創造的活動を動機づけるとして作者の独占権を認め、公共の適切なアクセスについては、作者による排他的な管理が行なわれる一定期間が終了した後にはじめて認める。

判例 2 : 「Fogerty vs Fantasy, Inc.」判決(1994)

アクセスによる公共的利益の増大が優先される。「Feist Publication, Inc. vs Rural Telephone Service Co.」判決(1991)が、著作権保護の目的は作者の労働への報酬ではなく、科学および有用な技術の進展の促進にある、としたことを引用している。

こうした知的財産権制度の二重性質は、さまざまな論者によって多くの方法で論じられている。例えば、パターソン(Patterson)によれば、著作権の基礎は、作者が自分の著作物を守るようにすることであるが、他方、著作物は自由な社会において不可欠な情報の流通の一部をなすものである、ということに著作権制限の根拠がある。ブリッツ(Britz)は、内容と運搬という概念(これは管理とアクセスというテーマに置き換えられる)を用い、フォン・ノイマン(Von Neuman)は、知的財産権制度における所有者の利益と利用者の利益との緊張関係がより広範な公共の利益に作用する、と論じている。また、財産所有者に財産の管理を認め他人のアクセスを拒否することで情報の形が社会的により有用なものとなる、というトレードオフ的な発想は、ハミルトン(Hamilton)らによって支持されている。

最近では情報所有の財産権や管理の側面が強まっていると言われる。ドラホスは、知的財産権にインセンティブ、適応(adjustive)、管理(control)、期待(expectational)という四つの機能を見出し、これらは知的財産権がもたらすはずの福祉の向上に反するような戦略の基礎となる、と述べている。他方、ヴァイス(Weiss)とドゥ・ヴァール(De Waart)は、グローバル化する社会と市場経済の中で個人や組織の人権を効率的に擁護するために必要な法的・制度的な構造基盤こそが問題である、と主張する。ドラホスによれば、他人を排除する権利を含意する情報所有権が特権化されることによって「見えざる神の手」構造が効力を失うかもしれない。そこで、倫理的に注目すべき点は、法制度の関係者(法廷や立法者)からの介入がアクセスの要素を保全するか否か、ということになる。

4. 合衆国の知的財産権法における管理とアクセスの概念 (Concept of control and access in the intellectual property laws of the United States)

本節は二つの部分からなる。まず、管理とアクセスの概念がさまざまな知的財産権制度においてどのようにして織り交ぜられていったのかを描写する。次に、台頭しつつある所有権主義の内容を明らかにするために、それぞれの知的財産権制度の内部での発展を列挙する。

4.1 特許 (Patent)

特許の所有者は、その特許の有効期間中の完全なあるいは排他的な独占権を認められる。これは、実質的な所有権である。そのかわり特許の所有者は、他の人による新たな発明を可能にするために、特許局に対して特許資格の実質的な情報をすべて十分詳細に開示しなければならない。

最近の議論は、新しい技術による発明、例えばソフトウェアに対して特許を与えるかどうか、というものである。最高裁や特許局は与える方向に動いているが、サミュエルソン(Samuelson)やオッディ(Oddi)らはその傾向に批判的である。ここでの重要な点は、情報社会の参加者にとって、特許の認可は利益となるのかどうか、そして、それは利益よりも大きな害悪をもたらすのかどうか、ということである。社会的利益の原理からいえば、ソフトウェアに関しては、著作権の方がより望ましい保護方法であると考えられる。というのも、著作権は、保護されていないプロ

グラムを基に仕事をする利用者や競合相手に対して、そのプログラムへのアクセス権をより大きく許すからである。

特許の独占に伴う潜在的害悪を評価することは困難であり、議論の余地がある。関連する最近の事例としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 1993 年、Compton's New Media, Inc.が基本的なマルチメディアの検索方法で特許取得→検討の末、この技術は基本的なものであり、特許による独占は認められなかった。
- ・ AIDS 患者が必要とする AZT や 3TC といった薬を開発した企業は、薬の特許によって巨額の利益をあげている→特許を所有する企業はライセンス方式によって金銭的報酬を得る

4.2 商標(Trademark)

商標という概念は、他者の知的財産へのアクセスに関わるというよりむしろ、その情報(商標)の持つメリットへのアクセスに関わっている。商標の所有者は自分の商標に所有権を有しているのだが、他方で、他者によるその商標の利用の是非は、その新たな利用が所有者にとっての商標の値打ちを損ないうるかどうかによって判定される。商標の値打ちとは、商標に対する消費者の認識に基づく。ゆえに消費者に混乱をきたすような商標の利用は、商標の侵害とみなされるし、逆にそうでない場合には商標の二重利用が認められる。この所有権は、著作権のように創作(creation)から、あるいは特許のように発明(invention)や応用(application)から生じるのではなく、その情報(商標)の商業利用によって確保される。

インターネットにおいては、商標の保護が、その商標にまつわる情報の利用に対するへのアクセス権を過度に制限するため、さまざまな問題が起きている。

- ・ サイバースペースにおけるドメインネームの問題

ドメインネーム取得のシステムは先着順のため、企業がほしがらるであろうドメインネームを報酬目的で個人(cyber-squatters)が取得してしまう、という問題が発生した。(例えば、Playboy Entertainment v. Frena, 839 F.Supp.1552(M.D.Fla.1993))

- ・ ホット・リンクの問題

ポルノサイトなどからのリンクや商標と同名のドメインネーム使用によって商標が消費者に与える印象が悪くなる(tarnishment)。(例えば、Hasbro, Inc. v. the Internet Entertainment Group, 1996 U.S. Dist. LEXIS 11626; 40 U.S.P.Q.2d(BNA)1479(W.D.Wash.1996)) また、サーチエンジンの特性を利用することで商標の特殊性が不鮮明になったりする(blurring)=商標効果の希釈(trademark dilution)(例えば、Playboy Enterprises, Inc. v. Calvin Designer Label et al., 985 F.Supp.1220(N.D.Cal.1997))

4.3 企業秘密(Trade secret)

企業秘密は、著作権や特許権のように公衆と著作者あるいは発明者との間ではなく、むしろ私的な当事者(private parties)間で取り決められた権利である。企業秘密に関する法がその所有者に報いるのは、他者が類似したあるいは競合する産物を不正な手段を通じて生産または販売した場合においてのみである。法によって、秘密主義に報いるような財産権を作り出すことには、新しい事業の奨励とその事業による公益という前提がある。しかし実際は、企業秘密関連の訴訟は難しい。なぜなら、原告は、自分が秘密を持っていること、及び、被告がそれを不正に入手、利用し

たことを示さねばならないからである。そのため最近では、特に情報技術産業においては、シェアリング・ラップ/クリック・オン/ウェブ・ラップ契約などのライセンス（私的契約(private conduct)）が主流になってきており、権利のバランスは、合法的な公共利用者から企業秘密を掲げるソフトウェア所有者に傾きかねない。

4.4 著作権 (Copyright)

著作権は、一般には最もよく知られた知的財産権であろう。しかし、著作権所有者の管理権と著作物に対する公衆のアクセス権とのバランスをとろうとする合衆国の著作権制度の細かな区別立ては、それほど明らかではないであろう。そこで、以下、いくつかの例を挙げていく。

4.4.1 アイディア・表現の二分法と融合説 (Idea expression dichotomy and the merger doctrine)

著作権が保護するのはアイディア(idea)ではない。アイディアが有形の媒体において形をとった場合にのみ、著作権はその作品の表現(expression)を保護する。またしばしば、あるアイディアの表現方法が有限である場合がある。その場合、アイディアとその表現方法は分離不可能であり、したがってその表現は著作権の保護対象ではない。これは、「融合説」(the merger doctrine)として知られている。この説は、ソフトウェア・プログラムの著作権の場合にも語られる。例えば、いわゆる「look and feel」訴訟がそれに当たる。「the Lotus Development Corp. vs Borland International, Inc.」訴訟では、スプレッドシートのプログラムとその表現方法は不可分であると見なされ、ボーランド社が著作権侵害をしているというロータス社の訴えは棄却された。このように、融合説は、著作物利用者のアクセス権の保護を目指すものであり、それよりも著作物所有者の管理権が優先されて基礎的な概念の利用とそれに基づいた新たな生産が難しくなる、ということとは認めない。

4.4.2 著作権の有効期間 (Copyright duration)

著作権の有効期間という概念は、知的財産権制度の公益の保護という点で重要な要素である。著作権は有限である。著作権の有効期間が過ぎれば、その作品は権利不在状態(public domain)にあるものとみなされ、著作権所有者による管理は不可能となる。そして、有効期間の年限を制定法で定めることにより、利用者には将来的な無制限のアクセスが保証される。不幸なことに、著作権の期間を20年延長する法案(H.R.2589, Copyright Term Extension Act of 1998, S.505)が、1998年に出された。こうした延長は、著作権所有者に多くのインセンティブを与えはするが、同時に、利用者のアクセス権が制限される期間も延長する。ただし、図書館や他の教育目的の利用者は例外である。ドラホスは、こうした保護期間の延長に危惧を抱き、次のように論じる。これによって、我々は重要な財(すなわち情報)が不平等に分配される期間を増やしている。著作権の有効期間の延長は、より多くの情報により少なくアクセスすることを意味する。

4.4.3 消尽の法理 (First sale doctrine)

消尽の法理は、作品における著作権所有者の初期的権利(initial right)と後続の利用者の譲渡権(transfer rights)の間のバランスを破壊しようとするものである。ここでは、一度作品が他者の手に渡ると、その作品に対する著作者の管理権は消滅し、譲渡された者によってその作品は自由に

裁量される。しかしこの法理に基づくと、例えば、ソフトウェアの再販が氾濫し、ソフトウェア業界に大きな被害をもたらしてしまう。そのため、ソフトウェアの貸出などを消尽の法理適用の例外とする法令が 1990 年に制定された(但し、図書館と教育機関による利用は、例外の例外としてアクセス権を認められている)。最高裁は、「Quality King Distributors Inc. vs L'anza Research International Inc.」判決(1998)の中で、再び消尽の法理の尊重を主張している。一度販売された商品を安売りすることを認める判決であった。最高裁は、消尽の法理を基礎づけるアクセスの原理を経済的な利害の上位に置いた。これに対して、ブロディ(Brody)とベイカー(Baker)は、このようなバランスのとり方は、著作者のインセンティブを奪ってしまう、と批判的に応答している。

4.4.4 公正使用(Fair use)

公正使用の権利は、著作権のある作品へのアクセスを認めるために保護され、また著作権所有者の管理権に対する歯止めでもある。公正使用の法理は、著作権法の一部を構成する。そこには、使用目的、作品の性質、量、市場への影響の四つの要素がある。まず、使用目的が非商業的であり個人的あるいは教育的かどうかを検討した上で、さらに他の三つの要素についても吟味して、初めてその使用は公正使用であるといわれる。但し実際の適用に際しては、市場への影響という項目が最も重要な条件となる。しかし現在、暗号化(Encryption)、電子的にタグをつけること(digital tagging)、ウォーターマーク(watermarking)等の新技術によって公正使用が脅かされている。著作権所有者はデジタル空間でこれらの技術を使い、著作物へのただ乗りなどを追跡・管理し利益追求をすることが可能となる。オンライン時代には、出版社が作品のあらゆる使用を追跡し使用料を得ることが可能になる、と考える者もいる。ベル(Bell)やドラホスは、著作権は基本的な情報交換に課される私税のように機能するようになる、と考へ、このような展開は、全体として公衆の情報へのアクセス権を増やす、という著作権制度のそもそもの目的に反する、と批判している。

4.5 濫用(Misappropriation)

濫用という概念自体は知的財産権ではないが、これは著作権などの他の知的財産権制度が機能しなかった場合に、法的な救済措置としてしばしば援用される。これは、思想やそのもとなる情報を保護するために使われるため、裁判所では敬遠される。概してアイデアは、有形で(concrete)、新奇で(novel)、有用な(useful)ものに限られる。たいていの事例は、ゲーム、テレビ番組、映画、本のアイデアを濫用された娯楽産業において生じる。こうした事例には枚挙に暇がないが、そこで用いられるアイデアが新奇でも独特でもない、とされることが多い。たいていのアイデアは既存のものに基づいているからである。

また、濫用の不法行為は、競合した商業利用においても問題となる。そこでの注目点は、もともとの創造者(creator)の初期投資、後続の競合相手がそれを少し改良してコストなく生産するいわゆるただ乗り(free-riding)、そしてある種の「商業上の不道徳」(commercial immorality)である。たとえ商業的に競合するものであっても、派生的な生産をなすこともまた、利用者の権利に含まれるべきだ、と論じることでもできよう。現在、濫用の不法行為はその適用を制限されている。しかしながら、濫用を訴える権利を強化する試みが合衆国議会によってなされている昨今の傾向は、公共の情報空間の中に所有権を不当に拡張する徴候かもしれない。

5. 所有権主義への傾向 (The Trend towards proprietorism)

情報の商業化の傾向は、市場のグローバル化と統合によってますます激化している。

幸いにも、本質主義的なアプローチ(essentialist approach)の枠組みは、合衆国における知的財産権制度に内在している。むしろ、問題は誤った適用にある。マーティン(Martin)は、修正一条の分析において同様の問題を指摘している。すなわち、憲法の起源や原理については義務論的な見方が採られ、それを司法および立法において適用する際には功利主義的な(比較考量の)見方が採用されている。

所有権主義的要素の一例は、政府白書において明らかである。政府白書は、図書館でのコピーの一律免除を退ける。ここでは管理権はアクセス権と少なくとも同等の重要性をもち、それに従属するものではない、と考えられている。

しかし、社会への利益(共通善 common good)ではなく商品すなわちその商業的価値という見方から情報を評価する傾向(すなわち所有権主義)が存在する。この傾向の中心的な考え方は、情報はもはや万人に開かれた公共財ではなく売買可能な商品である、というものである。メイドン(Madon)によれば、こうした情報の商品化の傾向を加速させた根本的な要因は、(1)技術の変化と(2)企業と政府の要求の変化の二点である。

エルキン・コレン(Elkin-Koren)は、商品化の傾向は法の持つ「中央集権化効果(centralizing effect)」によるものだ、と指摘した。所有権がアクセス権をしのぐにつれ、情報の譲渡による利益は減少していく。政治経済学者のロナルド・ベティッヒ(Ronald Bettig)によれば、こうした動向は著作権法の不備ではなく、むしろ、作品を世に問う際に資本が果たす中心的役割を際立たせるものである。新しい技術が知的財産権を強化するなら、資本家による著作権所有の独占は続くだろう。

また、リオタール(Lyotard)やゴードン(Gordon)によると、知識とその譲渡手段としての情報は需要-供給システムに包摂される。知識の提供者および利用者の、知識に対する関係は、商品の生産者および消費者の、商品に対する関係がすでにとっている関係、すなわち価値形態をとっている。つまり、知識は、それ自体で目的としての価値を持つことをやめ、その使用価値を失い、交換のみが目指されることになる。

6. 倫理的な情報所有の原理 (Principles of ethical information ownership)

西洋の知的財産権制度には、明示的にはないが、その設計において社会的利益が暗に示されている。ドラホスは、社会制度をロールズ的に設計するとすれば、政治的自由を保護し、情報のような基本財へのアクセスとその配分を最大化するための道具として知的財産権は扱われる、と議論した。以下、この議論にそいながら、21世紀における情報所有の原理をいくつか提案していく。

6.1 倫理的考察 (Ethical reflection)

情報の管理とアクセスの問題が経済的な観点だけでなく、社会正義的な観点からも考察されねばならないという理由としては、①経済システムには、内部に道徳命法が組み込まれていないため、外部から公共的な管理あるいは規制を課すことなしにそのままにしておくとならざるを得ない

正を招くことになり、さらに②経済システムが招きうる社会的不正、すなわち産物の不均衡な配分は、基本的な人権の侵害をもたらしうる、という二点が挙げられる。こうした点から知的財産権に関する倫理的な問題は、以下のようにまとめられる。

- ・ 基本的欲求を満たすための情報へアクセスする権利は重要なものである。しかしながら、知的財産権制度の拡大や情報技術への依存を深めることによって、こうした権利の行使は脅かされている。
- ・ 経済システムのグローバル化と市場の統合は、情報の所有者(**information rich**)と利用者(**information poor**)との格差をますます広げている。(先進国における情報技術の発展および導入はより格差を拡大)
- ・ 通常なら公共財(**collective good**)とみなされる情報が商品化されると、所有権主義に基づいてしかまともな情報が利用可能でないような配分環境に陥る。
- ・ 情報の数が多くなればなるほど、無意味な情報も多くなる。情報の譲渡に関する社会正義の問題もまた、量的問題だけでなく質的問題にも関わる。
- ・ 情報へのアクセスの独占的手段である情報技術は機会均等を妨げる。というのも、世界の人口の大半は情報あるいはコンピュータを扱う能力を持っていない人々だからである。リオタールによれば、これは「実行可能性(**performability**)」の原理であり、キーボードのスキルのような「実行可能性」伝統的な知識の概念を塗りかえるだろう。
- ・ 技術や情報に駆り立てられた決定論の支配は、他の政治的、文化的、社会的プロセスに影響を及ぼし、それによって、新しい形態の経済的な全体主義を招く。
- ・ 情報は、その情報を生かすための既存の構造基盤(**infrastructure**)を必要とする。

6.2 倫理的枠組み (Ethical framework)

知的財産権制度が再構築されうるような倫理的枠組みを提案する。まず初めに断っておくべきなのは、倫理モデルが経済の過程を規定してはならない、ということである。そうなれば、倫理モデルはイデオロギーとなってしまふ。倫理モデルを立てる際に重要なのは、需要-供給バランスや不均等な配分などの経済の実際を考慮に入れることである。また、倫理モデルの構築の際に財の配分の問題のみならず、生産過程、所有者や利用者、および政策決定者の要望にも目を向けなくてはならない。生産過程は義務論的、生産物や要望は目的論的な観点から考察されねばならない。さらに、いかなる社会システムにおいても、人権に基づいた平等と社会的・経済的利益に基づいた不平等の間には固有の緊張関係が存在する、という認識が必要である。バーバー(**Barbour**)によれば、社会的正義において不平等が正当化されるのは、それによって他の不平等が是正される場合か、不平等が万人の善にとって必要不可欠である場合においてのみである。この不平等についての考慮では、政府の役割も注目されるが、その役割とは、万人に平等な立場を与えることではなく、万人に(情報へアクセスする)均等な機会を与えることである。こうした社会正義についての考察は、万人は平等な価値を持つが、必ずしも平等ではない、という特定の間人間的な観点に基づいている。

6.3 社会正義、および知的財産の仕組み (Social justice and the intellectual property)

mechanism)

前節で示した広範な倫理的枠組みに基づき、ここでは、ある知的財産権制度が情報の所有者と利用者の権利をともに維持するか否かを社会利益の観点から評価する、社会正義の一般原理が定式化される。これらはすべてロールズの正義の二原理に基づいて行なわれる。

ロールズ第一原理：各人が他者と同様の最大限の自由を有することを主張する。これを情報のアクセス権と管理権に応用した場合、すべての基本的人権を満たすのに必要な情報への最低限のアクセスの権利を各人が持つべきであり、知的財産権制度はそうした情報へのアクセスの仕組みを含んでいなければならない、といえる。というのも、情報は社会生活を快適に営む際に各人にとってきわめて重要な位置を占めてきているからである。そうした社会参与には、情報へのアクセスにおける機会均等を得ることが必要となる。

ロールズ第二原理：社会的・経済的不平等は、それが①万人の利益になるとまっとうに期待され、②機会均等を保障された地位および職責に関するものである、という二条件によって正当化される、と主張する。この第二原理は、知的財産の管理権に関わってくる。

こうした二原理に対して、以下の四つの伝統的な正義の概念を結びつけて考える。

①交換的正義(commutative justice)：個人間あるいは社会集団間での同意と交換における根本的な公正さが要求される。情報へのアクセスの観点では、情報の売り手と買い手の関係が対等であることなどが主題となり、これらは対価の支払いなどにおける公正さによって保証される。この種の正義は、ロールズの正義の第二原理に基づく。

②配分的正義(distributive justice)：収入、富、権力、地位など社会における種々の利益をその成員に公正に分配することを要求する。ロールズの第一原理の表現型の一つだと考えられる。これを情報、知的財産に適用した場合、人々が基本的人権を行使するのに不可欠な情報(この場合情報は「共通善(common good)」とみなされる)の公正な分配を保障する責任が政府に課される。配分的正義はまた、第一原理に基づく知的な自由と第二原理に基づく知的所有権の間の倫理的ジレンマにも関連する。

③貢献的正義(contributive justice)：これはロールズの原理の双方を含み、ゆえに以下のような二義性をもつ。一つは、個人には社会に主体的に参与する義務があることであり、一つは社会(政府)自体は個人の自由と尊厳を損なうことなく個人の社会参与を促進する義務を負う、ということである。情報のアクセスに関して言えば、貢献的正義は、個人の有益な情報の利用を最大化し、かつ社会には生産性をあげるような情報環境を作る義務を負わせるのである。

④匡正的正義(retributive justice)：処罰についての正義として知られる。情報のアクセスに適用した場合、知的財産の所有権のみならずアクセス権をも保護するガイドラインとして利用できる。この意味で、ロールズの原理のどちらにも適用できる。

6.4 明言された基準(Articulated standards)

これまで見てきたロールズの公正としての正義原理を、たとえば著作権に適用した場合、第一原理が情報へのアクセス権を保護する。続いて、財の(再)分配は万人の利益になるようになされるという第二原理の制限のもとで著作権所有者の権利も認められる。チャフィ(Chafee)は、著作権に関して同様の考え(「理想」(ideals))を描き出した。デヴィッド(David)はこれらに対し経済学的な観点から三つの疑問を提起した。①インセンティブは適切な量の情報を適切な時に創出す

るよう機能するのか、②その場合情報は最大限の社会利益を生み出すよう有効に利用されるのか、③新たな情報の創出において社会にかかる費用は最小化されるのか、の三点である。ティンバーク(Timberg)もまた、修正一条と経済的公正に目を向けて、公正使用に関する四つの基本的な条件の見直しを行い、より著作権条項と修正一条に一致した形にしている。しかし、インセンティブ構造を保持するための最も強制的でない手段に関することや、情報の利害関係者(stakeholders)の規模の大小による影響の変化といった点は、どの論者も見逃している。

これらの考察をふまえて、以下のような倫理原理が、知的財産権制度の枠内で定式化される。

第一原理：ねらい(Intent)。知的財産権制度の本来のねらいは、創造的な作品へのアクセスによって一般的な公益をもたらすことである。よって情報へのアクセス権は保証されるべきである。〈ルールズ第一原理と第二原理：貢献的正義〉

第二原理：保護機構(Protection Mechanism)。製作者の所有権を保護し、知的財産権の恩恵を与える制度に対するインセンティブを確保するための手段は、最小限の規制的手段に限られる。〈ルールズ第二原理：交換的正義〉

第三原理：ユーザーの不平等(Disparity of users)。知的財産に対する管理権とアクセス権の両者は、個人、組織など大小を問わず、均等でなければならない。〈ルールズ第二原理：交換的正義〉

第四原理：市場要因(Market factors)。管理権とアクセス権との係争の際に、金銭的経済的な考慮を決定要因にしてはならない。情報の所有者と利用者双方の立場を、等しく考慮すべきである。〈ルールズ第一原理と第二原理：配分的正義〉

第五原理：仕様(Format)。知的財産の創造、保存、転送、利用の仕様は、利用者のアクセス権に影響を及ぼしてはならない。〈ルールズ第二原理：配分的正義〉

第六原理：規範的責任(Normative responsibility)。知的財産権制度における政策的(規範的)措置は、最も効率的かつ、最小限に強制的なものに限られる。〈ルールズ第二原理：匡正的正義〉

(貸川聡子)